岩手県告示第746号

平成 18 年 6 月 13 日付岩手県報第 10565 号登載保安林の指定施業要件の変更(平成 18 年岩手県告示第 707 号)の内容について、 森林法(昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定により当該森林に係る所有者に通知する場合において、その所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成 18年6月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 指定施業要件を変更する森林の所有者への通知の要旨
- (1) 指定施業要件を変更する森林の所在場所 釜石市甲子町第1地割83の2、83の42、112の2、第3地割69の19、69の24、第4地割13の8、13の10、77の14、77の20、107の4、107の5、第6地割48の1のイ、48の19、第7地割52の1、52の28、第8地割178の18、178の25、第9地割241の13、241の22、両石町第4地割60の1から60の5まで、62の1、62の2、72の2のイ、気仙郡住田町下有住字奥新切275の46
- (2) 所有者の氏名 有限会社岩手育林社、阿部いずみ、小原産業株式会社、菊池吉助、菊池慶悦、菊池鶴吉、菊池宏平、菊池 松次郎、菊池みさを、菊池與右ェ門、佐々木金悦、佐々木コノエ、佐々木作蔵、佐々木與七、津田傅佐衛門、飛内ノリ子、野 田武士、平野尚一、藤井伊勢吉、藤井清兵衛、藤井千代吉、藤井智、藤井萬之助、藤井門次郎、藤井安之助、藤井吉右エ門、 藤田十三子、吉田敦子、磯原直道、尾暮新一、菊池登悦、沼内喜七、福浦蓑松、藤原丑松、山根春松、宮沢壮六、宮沢タイ、 菊田忠一
- 2 通知の内容を掲示した場所及び期間
 - (1) 場所 釜石市役所、住田町役場
 - (2) 期間 平成18年6月14日から同年7月13日まで